

行方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 6 条の規定に基づき、行方市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する

令和 7 年 9 月 30 日

行方市長 鈴木 周 也

行方市人事行政の運営等の状況の公表

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用・退職者数の状況

①採用者数(令和6年度) 単位:人

区 分	試 験 採 用	選 考 採 用	再 任 用	計
一般行政職	13	0	1	14
技能労務職	0	0	0	0
計	13	0	1	14

②退職者数(令和 6 年度) 単位:人

区 分	定 年	勸 奨	普 通	死 亡	免 職	再任用	計
一般行政職	7	6	7	0	0	3	23
技能労務職	0	0	1	0	0	2	3
計	7	6	8	0	0	5	26

※採用者数・退職者数ともに、短時間勤務職員を含んでいません

(2)公益法人等への派遣状況

公益法人等への派遣状況(令和6年度) 単位:人

派 遣 先	人数
行方市まちづくり推進機構	1
行方市社会福祉協議会	1
茨城県総務部市町村課	1
茨城県土木部道路維持課	1
茨城県土木部銚田工事事務所	1
デジタル庁国民向けサービスグループ	1
石川県鳳珠郡能登町	1
計	7

(3)職員数の状況

①職員数の状況(各年 4 月 1 日現在)

単位:人

区 分	定 数	令和 6 年	令和 7 年	増 減 数
議 会	5	4	4	0
市 長 部 局	326	236	233	△3
教育委員会	122	51	46	△5
農業委員会	7	4	4	0
公 営 企 業	11	6	7	1
計	471	301	294	△7

②部門別職員数の推移(各年 4 月 1 日現在)

単位:人

区 分	令和 6 年	令和 7 年	増 減 数
議 会	4	4	0
総 務	85	81	△4
税 務	17	18	1
農 林 水 産	21	22	1
商 工	6	6	0
土 木	23	21	△2
民 生	45	46	1
衛 生	23	25	2
一般行政部門計	224	223	△1
教 育	51	46	△5
特別行政部門計	51	46	△5
水 道	6	7	1
下 水 道	7	7	0
そ の 他	13	11	△2
公営企業等会計部門計	26	25	△1
合 計	301	294	△7

※ 公営企業等会計部門のその他には、国保事業・介護保険事業が入っています。

③年齢別職員数の状況(令和 7 年 4 月 1 日現在)

単位:人

区 分	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	計
男 性	1	33	22	50	62	10	178
女 性	2	27	31	26	23	7	116
計	3	60	53	76	85	17	294

2. 職員の人事評価の状況

(1) 評価の方法(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容
能力評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価する
業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価する

(2) 評価の期間(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容
能力評価	毎年4月1日から翌年3月31日まで
業績評価	【前期】毎年 4 月 1 日から9月30日まで
	【前期】毎年10月1日から翌年3月31日まで

3. 職員の給与の状況

(1) 職員の平均給料月額及び平均年齢(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	321,400 円	42.2 歳
技能労務職	321,500 円	57.5 歳

※「平均給料月額」とは、令和 7 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均です。

(2) 職員の初任給の状況(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分		行 方 市	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	220,000 円
	短大卒	210,600 円	—
	高校卒	194,500 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10～15 年未満	経験年数 15～20 年未満	経験年数 20～25 年未満
一般行政職	大学卒	285,300 円	321,600 円	345,200 円
	短大卒	257,900 円	289,600 円	該当者なし
	高校卒	263,900 円	283,400 円	該当者なし

(4)主な職員手当の状況(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	行 方 市			国		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
期末手当	6 月期	1.25 月分	1.05 月分	6 月期	1.25 月分	1.05 月分
勤勉手当	12 月期	1.25 月分	1.05 月分	12 月期	1.25 月分	1.05 月分
	計	2.5 月分	2.1 月分	計	2.5 月分	2.1 月分

※ 上記手当には役職段階別加算措置があります。(5～15%)

区 分	内 容
管 理 職 手 当	管理職又は監督の地位にある職員のうち、市規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給
扶 養 手 当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給
住 居 手 当	月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上で交通機関等を利用して通勤している職員に支給
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等に従事する職員に支給

(5)特別職の報酬等の状況(令和 7 年 4 月 1 日)

区 分	給料・報酬の月額		期末手当	
市 長	給 料	775,000円	6月期	1.725 月分
副 市 長		598,000円	12月期	1.725 月分
教 育 長		546,000円	計	3.45 月分
議 長	報 酬	360,000円	6月期	1.725 月分
副 議 長		306,000円	12月期	1.725 月分
議 員		288,000円	計	3.45 月分

(6) 職員の級別職員数等の状況(令和 7 年 4 月 1 日)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成率
1級	1 主事又は技手の職務 2 教諭の職務	43 人	14%
2級	1 主任又は技師の職務 2 困難な業務を処理する教諭の職務	64 人	22%
3級	1 係長の職務 2 主幹又は技幹の職務 3 主任教諭の職務	64 人	22%
4級	1 困難な業務を処理する係長の職務 2 困難な業務を処理する主幹又は技幹の職務 3 困難な業務を処理する主任教諭の職務 4 主査の職務	36 人	12%
5級	1 課長補佐の職務 2 室長, 所長, 館長又は園長の職務 3 困難な業務を処理する主査の職務	52 人	18%
6級	1 課長の職務 2 参事の職務	27 人	9%
7級	1 部長の職務 2 教育部長の職務 3 議会事務局長の職務 4 会計管理者の職務 5 理事の職務	8 人	3%
合 計		294 人	100%

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(令和 7 年 4 月 1 日現在)

○勤務時間:4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分

1日の勤務時間は, 午前8時30分から午後5時15分までの休憩時間を除いた
7時間45分

○休憩時間:午後零時から午後1時まで

○週 休 日:日曜日及び土曜日(勤務時間を割り振らない日)

※ 特別の勤務に従事する職員については, 上記とは異なります。

(2)休日(令和7年4月1日現在)

- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日)

(3)休暇(令和7年4月1日現在)

○年次休暇

- ・1月1日を基準にして、1年について20日
- ・年の途中において新たに職員となるもの等は、当該年における在職期間に応じた日数
(例:4月1日採用者は15日)

○療養休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

- ・公務による場合……1年以内において、必要と認める期間
- ・私事による場合……90日以内において、必要と認める期間

○特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして市規則で定める場合

- ・必要と認められる期間

○介護休暇

職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

- ・3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間
- ・勤務しない期間は(時間)は無給

5. 職員の分限及び懲戒処分状況

①分限処分の状況(令和6年度)

単位:件

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0
心身の故障の場合	—	—	4	—	4
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0
条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	0

②懲戒処分の状況(令和6年度)

単位:件

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正	—	—	—	—	0
一般服務違反関係	—	—	—	—	0
一般非行関係	—	—	—	—	0
収賄等関係	—	—	—	—	0
道路交通法違反	—	—	—	—	0
監督責任	—	—	—	—	0

6. 職員の休業及びサービスの状況

(1)育児休業等の取得状況(令和6年度)

①育児休業の取得者数(令和6年度新規取得者)

単位:人

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間別の内訳					
		6月 以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月 以下	1年6月 超え2年 以下	2年超え 2年6月 以下	2年6月 超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	4	0	1	2	0	1	0
計	4	0	1	2	0	1	0

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づき、職員は、3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます。(育児休業の期間中は、給与は支給されません。)

②介護休暇の取得者数(令和6年度新規取得者)

単位:人

区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間別の内訳					
		1月 以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え 6月以下
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

7. 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2の規定に基づき、現役職員が、営利企業等に再就職した元職員から、契約等事務に関し職務上の行為をする(しない)ように依頼又は要求を受けた場合、現役職員は受けた後遅滞なく公平委員会に届出することとしています。

8. 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況(令和 6 年度)

研 修 名		研修対象者	研修日数	受講者数
基本研修	新規採用職員共同研修(前期)	令和 6 年度新規採用職員	4 日	11 人
	新規採用職員共同研修(後期)	令和 6 年度新規採用職員	3 日	10 人
	職員第 1 部研修	採用後 3 年目の職員	3 日	5 人
	職員第 2 部研修	採用後 5 年目の職員	2 日	8 人
	職員第 3 部研修	採用後 7 年目の職員	2 日	8 人
	現任係長研修	係長職 3 年以上の職員	2 日	4 人
	現任課長研修	課長の職務(3 年以上)	1 日	2 人
	主事・主任級課程	概ね 31～33 歳までの非役付職員	2 日	8 人
	新任係長課程	係長級に昇任した職員	2 日	2 人
	新任課長補佐課程	課長補佐級に昇任した職員	1 日	11 人
	新任課長課程	課長級に昇任した職員	1 日	7 人
	新任部長等課程	部長級に昇任した職員	1 日	4 人
専門研修	公務窓口接遇研修	一般職員(会計年度任用職員含む。)	1 日	22 人
	チームマネジメント研修	管理・監督者級の職員	1 日	4 人
	法制執務研修	一般職員	2 日	2 人
	データ分析活用研修	一般職員	2 日	2 人
	法制執務講座 ※オンライン	一般職員	2 日	2 人
	民法講座	一般職員	4 日	1 人
	事業のスクラップ講座	一般職員	1 日	2 人
	クレーム対応能力向上講座	一般職員	1 日	2 人
	クレーム対応基礎講座	一般職員	1 日	2 人
	業務マニュアル作成力向上講座	一般職員	1 日	1 人
	危機管理講座	係長級以上の職員	2 日	2 人
	若手職員キャリアデザイン講座	主事主任級以下の一般職員	1 日	2 人
	キャリアデザイン講座	係長以上の中堅～管理職職員	1 日	2 人
	OJT 研修	係長級以下の一般職員	1 日	11 人
	地方公会計基礎講座	一般職員	2 日	1 人

専 門 研 修	ファシリテーション研修	一般職員	2日	2人
	リジリエンス（逆境力養成） 研修	一般職員	1日	4人
	動画制作研修	一般職員	1日	2人
	D X 研修	一般職員	1日	2人
	研修担当者レベルアップ研 修	研修担当職員	1日	1人
	地方自治制度講師養成研修	庁内研修予定職員	4日	1人
	文書事務講師養成研修	庁内研修予定職員	4日	1人
	地方財務事務講師養成研修	庁内研修予定職員	4日	1人
	接遇講師養成研修	庁内研修予定職員	2日	1人
	行政法基礎講座	一般職員	1日	1人
	行政法講座	一般職員	3日	1人
	地方自治講座	一般職員	2日	1人
	政策形成基礎講座	一般職員	2日	1人
	政策法務講座	一般職員	4日	1人
	シティプロモーション講座	一般職員	2日	1人
	マイナンバー制度講座	一般職員	2日	1人
自 主 研 修	新規採用職員研修	令和6年度新規採用職員	1.5日	11人
	人事評価制度評価者研修	部長、課長級職員	0.5日	27人
	ハラスメント防止研修	所属長以上の職員	1日	43人
	刈払機取扱作業従事者研修	一般職員	1日	60人
	接遇向上研修	一般職員	1日	20人
	接遇リーダー養成研修	一般職員	1日	20人
	組織マネジメント研修	部長級、課長級、課長補佐 級職員	0.5日	79人
	声の出し方・伝え方研修	令和6年度新規採用職員	1日	10人
	顧問弁護士法務研修	一般職員	0.5日	58人
合 計			91日	488人

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員は、地方公務員等共済組合法第3条の規定に基づき設置された共済組合（茨城県市町村職員共済組合）の組合員となっています。共済組合は、職員とその家族の病気や出産等に対する給付や年金の支給を行っています。また、福祉事業として、生活習慣病健診の実施や人間ドックへの助成、外部委託による福利厚生事業や住宅資金等の貸付等の各種事業を行っています。※幼稚園教諭は、公立学校共済の組合員。

(2)健康診断等実施状況(令和6年度)

事業	実 施 内 容	受診者数
各種健康診断等	生活習慣病健診	190 人
	人間ドック	113 人
	胃がん検診	3 人
	肺がん検診	52 人
	大腸がん検診	66 人
	子宮がん検診	16 人
	乳がん検診	16 人
	前立腺がん検診	31 人

(3)公務災害補償の状況(令和6年度)

区 分	認定件数
公 務 災 害	6 件
通 勤 災 害	0 件

(4)利益の保護の状況(令和6年度)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
審査請求	0 件

※ 地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき、公平委員会に対して行う措置の要求又は審査請求の状況です。

10. 職員採用試験の状況

○令和6年度職員採用試験(一般事務)の状況

【前期】

受 付 令和6年4月11日(木)～5月15日(水)
一次試験実施日 令和6年6月2日(日)～6月15日(土)
二次試験実施日 令和6年7月27日(土)

試 験 区 分	受験申込者数	最終合格者	採用者数
大学卒業程度	58 人	12 人	5 人

【後期】

受 付 令和6年7月29日(月)～9月1日(日)
一次試験実施日 令和6年9月15日(日)～9月28日(土)
二次試験実施日 令和6年11月16日(土)・17日(日)

試 験 区 分	受験申込者数	最終合格者	採用者数
大学卒業程度	32 人	4 人	3 人
高校卒業程度	22 人	6 人	4 人

